

公 告
(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年7月1日

茨城県監査委員	飯塚秋男
同	山岡恒夫
同	小沼均
同	齋藤良彦

<p>監査対象機関名 茨城県水戸県税事務所</p>	<p>監査実施年月日 平成 25 年 1 月 28 日</p>
<p>○監査の結果 事務の執行について、次の指摘事項があった。 税の還付に係る還付加算金について、過去 2 年に引き続きその積算を誤って処理していたことは適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 全税目の還付加算金について、誤りの発生しやすい計算期間の判断業務を管理課から還付の発生原因をより詳細に把握している課税担当課に移管することにより、処理の適確性を確保したうえで、課税担当課及び支払業務を担当する管理課それぞれが、複数職員による厳格なチェックを行うこととした。 さらに、還付加算金事務に係るマニュアルをより実務に即したものに改定するとともに、担当職員に対する教育・訓練を徹底することとした。 また、これらの改善策について、継続的に実施の確認を行っていくこととした。</p>	
<p>監査対象機関名 茨城県水戸土木事務所</p>	<p>監査実施年月日 平成 25 年 1 月 28 日</p>
<p>○監査の結果 事務の執行について、次の指摘事項があった。 行政財産使用料の調定において、事務の遅延により会計年度を遡って行われていたものが多数あったこと、及び前年度調定額の誤りを平成 23 年度調定額で調整していたことは適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 調定事務手続きマニュアルを整備し、遺漏のない事務手続きが行えるようにするとともに、許可一覧表を改善し、許可申請から納入までの確認を担当及び担当課長が行うようにするなど、事務のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p>	